

## 被災者生活再建支援金申請受付の開始について（ご案内）

令和6年能登半島地震により被災した住宅に居住されていた世帯主に対し、被災者生活再建支援金の基礎支援金（住宅の被災の程度に応じて支給する支援金）及び加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の申請受付を次のとおり開始いたします。

### ○申請受付開始日

令和6年2月13日（火）～

※土日祝日のぞく

### ○申請場所

能登町役場1階 里海ラウンジ

### ○受付時間

9：00～16：00

### ○被災者生活再建支援金支給対象世帯

- (1)居住していた住宅が罹災証明書により全壊となった世帯
- (2)居住していた住宅が罹災証明書により大規模半壊となった世帯
- (3)居住していた住宅が罹災証明書により中規模半壊となった世帯
- (4)居住していた住宅が罹災証明書により半壊となった世帯
- (5)居住していた住宅が半壊以上、又は敷地に被害が生じ住宅の倒壊による危険を防止する必要があるなどの、止むを得ない事由により住宅の全てを解体した半壊解体世帯及び敷地被害解体世帯

### ○添付書類

- (1)罹災証明書(現在税務課で申請受付しておりますので、お早めに申請お願ひいたします。)
- (2)住民票の写し等（マイナンバーを活用する場合は添付不要）
  - ・被災当時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ居住する住宅の所在地、世帯主及び世帯の構成が確認できる証明書

(3)世帯主の振込口座がわかる物（口座名義は、フリガナを記載）

(4)半壊解体世帯は、解体が完了したことが確認できる証明書

- ・町が発行した解体証明書又は滅失登記簿謄本、自費で解体を行った場合は解体業者からの解体証明書又は解体契約書の写し
- ・建物の解体完了日は、令和8年2月2日（月）までに解体が完了したものであること。期日を過ぎて解体が完了したものは、半壊解体世帯としての支援金が受給できませんので、ご注意ください。

(5)敷地被害解体世帯は、宅地の罹災証明書（敷地の被害状況写真を総務課に提出して申請してください。）敷地の修復工事契約書の写し、工事写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類

#### ○申請期限

- ・基礎支援金 令和8年2月2日（月）
- ・加算支援金 令和9年2月1日（月）

#### ○その他

- ・申請は基礎支援金申請中に、加算支援金の申請も可能です。（ただし加算支援金は、基礎支援金の受給が決定してから支給審査となります。）
- ・支援金の支給は不備がなければ1か月程度で支給日が決まります。
- ・郵便による申請も受付しております。申請書をダウンロードしていただき必要事項をご記入の上、添付書類と一緒に能登町役場住民課まで郵送してください。
- ・補修による加算支援金を受給した場合は、支援は終了となります。（自己都合で補修後、建設購入しても支援金の差額支給はいたしません。）

#### ○支給金の支給額

別添の添付資料でご確認ください。